

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品・・・定額法

※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。

(3) 引当金の計上基準

・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、
当期負担の6ヶ月分を計上

3. 重要な会計方針の変更

平成23年度7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」）
へ平成26年度より移行

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号一様式、第二号一様式、第三号一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号二様式、第二号二様式、第三号二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号三様式、第二号三様式、第三号三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号三様式、第二号三様式、第三号三様式)

当法人の公益事業の拠点区分は1つであるために作成していない

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号三様式、第二号三様式、第三号三様式)

当法人の収益事業の拠点区分は1つであるために作成していない

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点(社会福祉事業)

イ ゆめの里和田拠点(社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム」

「ショートステイ」

「デイサービスセンター」

「訪問看護ステーション」

「ゆめの里和田福祉相談センター」

ウ ゆめの里新村宅幼老所拠点(社会福祉事業)

「ゆめの里新村宅幼老所」

エ ゆめの里朝日拠点(社会福祉事業)

「特別養護老人ホームゆめの里朝日」

「ショートステイ」

「朝日宅老所」

オ ゆめの里ヘルパーステーション拠点(社会福祉事業)

「ゆめの里ヘルパーステーション」

カ 松風園拠点(社会福祉事業)

「養護老人ホーム」

「特定入所者生活介護」

「訪問介護」

キ ゆめの里入山辺拠点(社会福祉事業)

「ゆめの里入山辺」

ク ゆめの里今井拠点(社会福祉事業)

「特別養護老人ホームゆめの里今井」

「ショートステイ」

「ゆめの里今井福祉相談センター」

ケ 河西部西地域包括支援センター拠点(公益事業)

「河西部西地域包括支援センター」

コ 朝日太陽光発電拠点(収益事業)

「朝日太陽光発電」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	18,700,000			18,700,000
建物	1,105,503,455	0	57,527,211	1,047,976,244
合計	1,124,203,455	0	57,527,211	1,066,676,244

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

建物(基本財産)	406,536,020	円
建物(基本財産)	365,276,056	円
修繕積立金	10,000,000	円
計	781,812,076	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	5,160,000	円
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)(ゆめの里今井)	75,000,000	円
設備資金借入金(1年以内返済予定額)(朝日太陽光発電事業)	1,600,000	円
計	81,760,000	円

9. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	18,700,000	0	18,700,000
建物(基本財産)	1,613,822,028	565,845,784	1,047,976,244
建物(その他)	44,945,119	18,189,495	26,755,624
構築物	13,511,987	8,572,972	4,939,015
機械装置	449,658,047	395,790,272	53,867,775
車輛運搬具	56,406,331	48,824,237	7,582,094
器具及び備品	157,132,513	113,096,247	44,036,266
無形固定資産	188,206,508	17,764,292	170,442,216
合計	2,542,382,533	1,168,083,299	1,374,299,234

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

- (2) 平成30年度4月1日給与規程改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日より3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

- (3) ゆめの里今井建設資金として、松本ハイランド農業協同組合より受けた寄附金4千万円を基本金へ組入れた。

計算書類に対する注記(本部拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の償却の方法
 - ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
 - ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…該当なし
 - ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、当期負担の6ヶ月分を計上する。
 - ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成23年度7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」）へ平成26年度より移行。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下の通りとなっている。

- ① 本部拠点区分財務諸表(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)
- ② 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊦))は拠点のサービス区分が1つのため省略。
- ③ 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊧))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

本部拠点は基本財産を有しないため該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)			
建物			
構築物			
機械及び装置			
車両運搬具			
器具及び備品	1,345,584	487,356	858,228
権利			
ソフトウェア	9,668,268	4,702,642	4,965,626
合計	11,013,852	5,189,998	5,823,854

9. 債務権、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の証券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(ゆめの里和田拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の償却の方法
 - ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
 - ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…該当なし
 - ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、当期負担の6ヶ月分を計上する。
 - ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成23年度7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」）へ平成26年度より移行

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ゆめの里和田拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊴))
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ ショートステイ
 - ウ デイサービスセンター
 - エ 訪問看護ステーション
 - オ 福祉相談センター
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊵))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	423,453,034		16,917,014	406,536,020
合計	423,453,034		16,917,014	406,536,020

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	406,536,020円
修繕積立金	10,000,000円
計	416,536,020円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	5,160,000円
設備資金借入金(1年以内返済予定額)(朝日太陽光発電事業)	1,600,000円
計	6,760,000円

※ 担保に供されている資産と担保している債務は記載順で対応している。

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	721,979,087	315,443,067	406,536,020
建物	18,477,482	7,707,308	10,770,174
構築物	6,080,645	2,579,652	3,500,993
機械及び装置	294,412,416	268,218,781	26,193,635
車両運搬具	26,487,654	20,698,714	5,788,940
器具及び備品	80,808,361	61,244,895	19,563,466
権利	944,000	800,000	144,000
ソフトウェア	5,492,160	5,492,148	12
合計	1,154,681,805	682,184,565	472,497,240

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。
今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

- ・平成30年度4月1日給与規程改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日より3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

- ・平成30年度より、ゆめの里和田拠点から、借入金返済や施設整備資金等として、ゆめの里入山辺・ゆめの里今井へ拠点区分間貸付金を行っていたが、短期での返済見込みが立たないため、拠点区分間長期貸付金へ振替を行い、1年以内の返済計画を作成した。

(ゆめの里入山辺)

開所前平成26年度拠点区分間借入金 104,095,071円

平成30年決算時拠点区分借入金残額 134,379,821円

拠点区分間長期貸付金への振替金額 100,000,000円

返済計画(返済期間を20年とし、1年以内回収予定長期貸付金として年間500万円が返済される。)

(ゆめの里今井)

開所前平成28年度拠点区分間借入金 104,887,996円

平成30年決算時拠点区分借入金残額 150,393,989円

拠点区分間長期貸付金への振替金額 100,000,000円

返済計画(返済期間を20年とし、1年以内回収予定長期貸付金として年間500万円が返済される。)

拠点区分間長期貸付金累計額 200,000,000円

回収済拠点区分間長期貸付金 -20,000,000円

次年度回収予定拠点区分間長期貸付金 -10,000,000円

拠点区分間長期貸付金残金: 170,000,000円

拠点区分間長期貸付金が固定資産台帳への登録が行えないため、台帳と貸借対照表上で1億7万円差額が生じている。

計算書類に対する注記(ゆめの里新村宅幼老所拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の償却の方法
 - ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
 - ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…該当なし
 - ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、当期負担の6ヶ月分を計上する。
 - ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成23年7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準(以下「新会計基準」)へ平成26年度より移行

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) ゆめの里新村宅幼老所拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))は省略
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)			
建物	8,908,277	5,833,651	3,074,626
構築物	1,582,842	1,582,840	2
機械及び装置	2,938,151	2,820,624	117,527
車両運搬具	2,720,000	2,176,000	544,000
器具及び備品	2,341,174	1,474,057	867,117
権利			
ソフトウェア	128,361	128,359	2
合計	18,618,805	14,015,531	4,603,274

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。
今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

- ・平成30年度4月1日給与規定改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日より3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

計算書類に対する注記(ゆめの里朝日拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の償却の方法
 - ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
 - ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…該当なし
 - ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、当期負担の6ヶ月分を計上する。
 - ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成23年7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準(以下「新会計基準」)へ平成26年度より移行

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

- (1) ゆめの里朝日拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 朝日特別養護老人ホーム
 - イ ショートステイ
 - ウ 朝日宅老所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	18,700,000			18,700,000
建物	242,903,174		102,019,329	140,883,845
合計	261,603,174		102,019,329	159,583,845

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	18,700,000		18,700,000
建物(基本財産)	242,903,174	102,019,329	140,883,845
建物	708,400	195,848	512,552
構築物	3,580,500	3,580,499	1
機械及び装置	139,448,480	112,116,585	27,331,895
車両運搬具	11,479,360	10,692,700	786,660
器具及び備品	22,385,837	18,386,560	3,999,277
権利	1,850,000	1,487,424	362,576
ソフトウェア	746,215	746,209	6
合計	441,801,966	249,225,154	192,576,812

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。
今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

- ・平成30年度4月1日給与規程改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日より3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

計算書類に対する注記(ゆめの里ヘルパーステーション拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の償却の方法
 - ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
 - ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…該当なし
 - ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、当期負担の6ヶ月分を計上する。
 - ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成23年7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準(以下「新会計基準」)へ平成26年度より移行

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

- (1) ゆめの里ヘルパーステーション拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額…該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	0	0	0
車両運搬具	2,868,797	2,868,794	3
器具及び備品	1,402,431	938,140	464,291
ソフトウェア	1,895,329	1,828,285	67,044
繰延資産	3,000,000		3,000,000
合計	9,166,557	5,635,219	3,531,338

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。
今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

- ・平成30年度4月1日給与規程改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日より3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

計算書類に対する注記(松風園拠点区分)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の償却の方法

- ・有形固定資産…定額法により計算している。
- ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法により計算している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…該当はない。
- ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込額のうち、当期負担の6ヵ月分を計上(「夏季手当総支給見込額」×6/6ヵ月)している。
(平成30年度4月1日給与規程改定による)
- ・徴収不能引当金…該当はない。

2. 重要な会計方針の変更

- ・平成23年度7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準(以下「新会計基準」)へ平成26年度から移行している。

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表等は以下の通りとなっている。

(1) 松風園拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑪))

- ・養護
- ・特定
- ・訪問介護

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- ・該当はない。

7. 担保に供している資産

- ・該当はない。

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
普通財産建物	2,407,000	1,748,365	658,635
機械装置	459,000	234,282	224,718
車両運搬具	2,687,980	2,687,977	3
器具及び備品	5,031,560	1,448,515	3,583,045
無形固定資産(権利)	2,059,302	1,162,479	896,823
繰延資産(積立金)	21,000,000	0	21,000,000
合 計	33,644,842	7,281,618	26,363,224

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・ 債権の金額、徴収不能引当金・債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	16,779,300	0	16,779,300
合 計	16,779,300	0	16,779,300

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- ・ 該当はない。

11. 重要な後発事象

- ・ 該当はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 養護老人ホーム松本市立松風園の管理運営業務の実施対価として、松本市から指定管理料として金173, 454, 355円(消費税及び地方消費税を含む。)及び短期入居事務費金4, 502, 870円を「受託事業収益」で処理している。
- ・ 松本市への納付金として、管理運営に関する年度協定書のとおり金24, 930, 000円(消費税及び地方消費税を含む)を事業費支出「雑支出」で処理している。
- ・ 新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。
新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。
今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。
- ・ 平成30年度4月1日給与規程改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日から3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

計算書類に対する注記(ゆめの里入山辺拠点区分)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の償却の方法

- ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
- ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…該当なし
- ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、当期負担の6ヶ月分を計上する。
- ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

- (1) ゆめの里入山辺拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	143,571,516		8,291,193	135,280,323
合計	143,571,516		8,291,193	135,280,323

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	186,409,350	51,129,027	135,280,323
構築物	2,268,000	829,981	1,438,019
車輛運搬具	1,807,000	1,806,999	1
器具及び備品	4,263,542	3,362,090	901,452
権利	555,400	235,676	319,724
ソフトウェア	1,866,950	1,180,548	686,402
合計	197,170,242	58,544,321	138,625,921

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

- ・平成30年度4月1日給与規程改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日より3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

- ・平成30年度より、ゆめの里和田拠点から、借入金返済や施設整備資金等として、拠点区分間借入金を行っていたが短期での返済見込みが立たないため、拠点区分間長期借入金へ振替を行い、1年以内の返済計画を作成した。

(ゆめの里入山辺)

開所前平成26年度拠点区分間借入金 104,095,071円

平成30年決算時拠点区分借入金残額 134,379,821円

拠点区分間長期貸付金への振替金額 100,000,000円

返済計画(返済期間を20年とし、1年以内返済予定拠点区分間長期借入金として年間500万円を返済する。)

それに伴い、資産区分が流動負債から固定負債になっている。

来年度返済予定拠点区分間長期借入金の500万円を固定負債から流動負債へ振り替えを行っている。

計算書類に対する注記(ゆめの里今井拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の償却の方法
 - ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
 - ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…該当なし
 - ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、当期負担の6ヶ月分を計上する。
 - ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成23年7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準(以下「新会計基準」)へ平成26年度より移行

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

- (1) ゆめの里今井拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 今井特別養護老人ホーム
 - イ 今井ショートステイ
 - ウ 今井居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0			0
建物	389,093,448		23,817,392	365,276,056
合計	389,093,448		23,817,392	365,276,056

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	365,276,056円
計	<u>365,276,056円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(ゆめの里今井)	75,000,000円
計	<u>75,000,000円</u>

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)			
建物(基本財産)	462,530,417	97,254,361	365,276,056
建物	13,716,000	2,304,288	11,411,712
構築物			
機械及び装置			
車両運搬具	5,725,330	5,262,844	462,486
器具及び備品	37,903,286	24,691,455	13,211,831
権利			
ソフトウェア			
合計	519,875,033	129,512,948	390,362,085

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

- ・新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。
今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

- ・平成30年度4月1日給与規程改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日より3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

- ・平成30年度より、ゆめの里和田拠点から、借入金返済や施設整備資金等として、拠点区分間借入金を行っていたが短期での返済見込みが立たないため、拠点区分間長期借入金へ振替を行い、1年以内の返済計画を作成した。

(ゆめの里今井)

開所前平成28年度拠点区分間借入金 104,887,996円

平成30年決算時拠点区分借入金残額 150,393,989円

拠点区分間長期貸付金への振替金額 100,000,000円

返済計画(返済期間を20年とし、1年以内返済予定拠点区分間長期借入金として年間500万円を返済する。)

来年度返済予定拠点区分間長期借入金の500万円を固定負債から流動負債へ振り替えを行っている。

- ・ゆめの里今井建設資金として、松本ハイランド農業協同組合より受けた寄附金4千万円を基本金へ組入れた。

計算書類に対する注記(河西部西地域包括支援センター)

1. 重要な会計方針

- (1) 平成27年度から事業開始。指針から、平成23年度7月27日付で制定された社会福祉法人会計基準(以下「新会計基準」)を採用。
- (2) 固定資産の償却の方法
 - ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
 - ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…該当なし
 - ・賞与引当金 …令和3年度予算における夏季賞与の支給見込み額のうち、当期負担の6ヶ月分を計上する。
 - ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下の通りとなっている。

- ① 河西部西地域包括支援センター拠点区分財務諸表(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)
- ② 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略
- ③ 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	727,960	400,035	327,925
車輛運搬具	2,630,210	2,630,209	1
器具及び備品	1,650,738	1,063,179	587,559
合計	5,008,908	4,093,423	915,485

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・新会計基準での賞与引当金の取り扱い変更により、資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

新会計基準 … 資金収支計算書の科目として「職員賞与支出引当」を新設。賞与として支払ったうち賞与引当金分を「職員賞与支出」ではなくこちらで計上することで、前年度計上した賞与引当金が相殺され、事業活動計算書上にはその分の人件費が計上されず、引当金の戻し入れも発生しない。
今年度分の賞与引当金繰入は人件費に含まれるため、前年度と今年度の賞与引当金差額分だけ資金収支計算書と事業活動計算書の人件費に差が生じる。

- ・平成30年度4月1日給与規程改定により、夏季賞与の算定期間が前年の10月1日より3月末までの6ヵ月間に変更になったため、賞与引当金の計上基準を変更した。

計算書類に対する注記(朝日太陽光発電事業拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の償却の方法
 - ・有形固定資産…定額法
 - ・無形固定資産…残存価格を零とする定額法
 - ※平成19年3月31日以前取得の固定資産は旧定額法による。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…該当なし
 - ・賞与引当金…該当なし
 - ・徴収不能引当金…該当なし

2. 重要な会計方針の変更

平成23年度7月27日付で制定された新たな社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」）へ平成26年度より移行

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 朝日太陽光発電事業拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は拠点のサービス区分が1つのため省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は拠点のサービス区分が1つのため省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。（単位:円）

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
機械及び装置	12,400,000	12,400,000	
ソフトウェア	523	522	1
合計	12,400,523	12,400,522	1

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

- ・当期の設備資金借入金残高3,500,000円は、次年度返済予定額の3,500,000円で1年基準により1年以内返済予定設備資金借入金へ振り替えている。